

令和4年2月9日

保護者の皆様へ

名古屋市

保育所等の利用に関するお願い

本市におきましては、保育所等は引き続き開所し、必要な保育は継続する一方で、新型コロナウイルスの新変異株「オミクロン株」への感染拡大が続き、市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数も急増していることから、ご家庭で保育できる場合には、登園を控えていただくようお願いしているところです。

今回、愛知県に対し適用されている「まん延防止等重点措置」の実施期間の延長が検討されていることや、開所している保育所等においても、家庭での保育が必要となり出勤できない職員が増加し、職員体制の確保が困難となる状況が引き続き生じていること等を踏まえ、このお願いの期間をまん延防止等重点措置が適用されている間とさせていただきます。

お子さま、保護者の皆様、そして職員を感染から守るための大切なお願いとなります。保護者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 期間

令和4年1月25日(火)からまん延防止等重点措置が適用されている間(※)

※まん延防止等重点措置の適用が延長された場合は、登園を控えていただくお願いの期間も同様に延長します。

※一方、本市における新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、まん延防止等重点措置の適用期間中であっても、登園を控えていただくお願いを終了する場合があります。その場合は、事前にお知らせいたします。

2 お願いする内容

(1) ご家庭で保育できる場合、登園を控えてください

期間中は、ご家庭での保育が可能な場合には、できる限り登園（休日保育の利用を含む）を控えてください。

(2) 「保育利用状況確認書」の提出にご協力ください

保育が必要な状況を確認し、保育の体制を整えるために活用させていただきます。各園からの求めに応じて、別紙「保育利用状況確認書」の提出をお願いします。

3 利用者負担額（保育料）の取扱い

期間中に登園を控えていただいた場合、登園を控えた日数に応じて利用者負担額（保育料）を減額します。

※対象期間中、登園をしなかった事由を問わず日割りの対象となります。

※一旦月額全額を納めていただいた後、減額分について、還付を予定しております。

※多くのお子さんが対象となるため、処理にお時間をいただいております。あらかじめご了承ください。

子ども青少年局保育企画室 Tel:972-2528